



>>> 自分時間

ボランティア活動・社会貢献活動 <<< 第4回

住み慣れた地域で安心して暮らしていただける社会のために 「市民後見人の会」の活動

まだ低い社会的認知度

皆さんは「市民後見人」のことをご存知ですか。市民後見人は極めて少数ですから、社会的な認知度はまだまだ低いと思います。成年後見人（以下、後見人）の中で、市民後見人の定義は様々あるので、ここでは最高裁判所の見解を紹介します。

「弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係や交友関係がなく、社会貢献のため、後見人養成講座などで、成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付け、家庭裁判所で選任された人」（要旨）

私が所属する「特定非営利活動法人 市民後見人の会」（以下「市民後見人の会」）は、養成講座を修了した会員らで構成するNPOで、法人として、選任された事案について

担当会員が後見活動をしています。

認知症になっても安心できる社会を!!

市民後見人の会は、増大する認知症高齢者が成年後見制度を利用して、最終的に「住み慣れた地域で安心して暮らしていただける社会の実現」を目指しています。2006年私も含め東京都品川区在住の様々な職種の企業OBらが、弁護士など専門家を講師に招き「市民後見人養成講座」を自主開催し、任意団体としてスタート、2008年に東京都からNPO認証されました。

成年後見制度は、認知症や知的障害などの要因で十分な判断ができない人々の権利と財産を守るための制度です。

後見人は、家庭裁判所から選任されると、被成年後見人（後見人によるサポートを受ける人。以下、被後見人）の「身上保護（身上監護）」や「財産管理」などの後見業務を

成年後見制度

判断能力の不十分な方々を保護し、支援する成年後見制度は、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがある。

法定後見制度

判断能力がなかったり不十分な人に対し、家庭裁判所が、成年後見人、保佐人、補助人を選任する。

任意後見制度

判断能力のある人が、将来、判断能力が衰えた時に備えてあらかじめ後見人とその権限を決めておく。

担います。

講座を始めた当時は、親族を除く第三者後見人には、弁護士など「専門職後見人」「職業後見人」と呼ばれる人たちが主として選任されており、「市民後見人」という言葉はありませんでした。



特定非営利活動法人
市民後見人の会理事長
古賀 忠壹

○ [こが・ただいち] 1944年生まれ。新聞社とその関連団体に勤務。63歳でリタイアし、年金生活者。地元の町会、シルバー人材センターなどの地域活動にも参加している。



>>> ボランティア活動・社会貢献活動

しかし、認知症高齢者は当時でさえ200万人を超えていました。「認知症になっても安心して暮らせる社会」にするためには、理念的には200万人の後見人が必要です。そうになると、専門職・職業後見人だけでは、後見を必要としている人たちの「尊厳のある暮らし」を実現することはできません。

しかも、少子高齢社会は、共稼ぎ・核家族化、独居高齢世帯の増加という形で、現在も進行中。団塊の世代が全員75歳以上になる2025年には、認知症高齢者が730万人に上るといふ推計(厚生労働省)もあり、その人たちを地域で見守り、支援を続けるには、その地域に住む多数の市民後見人や成年後見制度を理解し賛同する地域住民の協力が必要です。

後見人が被後見人より先に死亡することもあるので、個人による活動ではなく、永続的に活動できる「法人後見人」が必要との思いで、私たちはNPO組織を創りました。

担当者2人1組で支えます

以来13年間、毎年開催している講座の受講生総数は500人を超えています。修了生らを中心とする会員は現在95人(20年11月)で、比較的時間に余裕のある高齢者が多数を占めています。

市民後見人の会の中で、これまで法人として選任された後見人(保佐人、補助人を含む)の累積数は50件です。会の組織は事

務局と4部会に分かれており、後見活動は後見部会に所属する会員が担当し、2人1組となって1人の被後見人を支えます。複数で支援体制を組んでいるのは、後見する際の思い込みや独断を避けるためです。

法人運営の全般を支える事務局、養成講座や「後見カフェ(認知症カフェ)」などを運営する養成・相談部会、成年後見制度の啓発活動を進める広報部会で活動する会員もいます。「認知症になっても安心社会!!」を築くには、多様な活動が必要と考えているからです。品川区外の在住会員の中には、自分の居住地で同様のNPOを立ち上げた人もいます。うれしいことです。

後見人に選任されるケースの多くは、被後見人に親族がいなく、いても疎遠、遠方などの理由で親族による後見への道がなく、品川区長が家庭裁判所に申立てる「法定後見」がほとんどです。

後見人に選任されると、品川区社会福祉協議会が「後見監督人」に就きます。監督する側、される側とは言うものの、被後見人のためにどうすればより良い支援活動ができるか、同協議会と「協働」関係を築き上げてきました。

後見人に就任すると2人の担当者(以下、担当者)はまず、被後見人の今後の生活をどうするか、被後見人をはじめ、区職員や介護関係者らとの打ち合わせをし、役所や金融機関などに対し就任に関する諸届けなどを行います。これが実務の第一歩です。

その後は定期的に、被後見人の自宅や入居施設を訪問し、生活や健康状況を確認します。自宅から施設へ移り住むことになれば、引越しの手配もします。金銭的な負債があれば、返済方法を考えます。この際、担当者に悩むことがあれば、会の役員と話し合い、解決策を考えます。

担当者は会に対して月1回、文書による業務報告をします。後見監督人に年3回、家庭裁判所には年1回、必要な報告書を法人として提出します。

後見人に対する報酬は、被後見人の財産から出ますが、金額は裁判所が決定します。市民後見人の会では有償ボランティア団体



市民後見人養成講座の様子

と位置付けていますが、他地域では、無償で活動をしている人もいます。

実践活動は多種多様

今はコロナ禍で訪問活動がいろいろ制限されていますが、市民後見人の会では通常、原則月1回、被後見人への面談をしています。ケアマネジャーや施設関係者、かかりつけ医からも、被後見人の生活や健康状況を聞きます。

認知症のためお金の価値が分からなくなっている被後見人に、月々の生活費を一度に渡してしまうと、買物の際の支払いを間違えたり、紛失などの事態を招くので、度々訪問し分割して渡す担当者もいます。

施設入所が必要な被後見人でも、待機者が多い品川区内の施設に入居するのは難しく、ほとんどが東京郊外の多摩地区や近郊の県にある施設に入居し、生活しています。

そうした施設への訪問活動は、1日がかかります。

私が一時期担当していた独り暮らしの被後見人は、ある日、徘徊して行方不明となりました。幸いなことに翌日、警察に無事保護されホッとしましたが、捜索届を出したり自宅周辺を探したりと、とても不安な2日間でした。その後、この被後見人は経済的に余裕があったため、隣接区の有料老人ホームに入居し、後任の担当者が施設訪問と留守宅の管理などをしていました。昨年

90歳で亡くなられるまで、約12年間の後見活動でした。

また、都営団地で独り暮らしをしていた被後見人の場合は、同じ団地住民から「テレビの音量が大きく寝られない」「火の不始末が怖い」などと苦情が絶えませんでした。

その時は団地の自治会役員に集まってもらい、認知症に対する理解を求め「皆さんで見守ってあげてください」とお願いしました。

熱中症により亡くなる人が続出した夏は、その被後見人にエアコンの操作ができるか心配で、ケアマネジャーやヘルパーと対策を協議したこともありました。後に、被後見人は認知症対応型グループホームに入り、残存能力を発揮し台所仕事を手伝うなどして、職員に喜ばれながら、91歳で亡くなりました。9年間のお付き合いでした。

亡くなった後の活動もいろいろ

後見人は被後見人の死で役割を終え、相続人に財産を引き渡すなどの「死後事務」を行えば一件落着くはずですが、身寄りのない人はそうもいきません。親族がいても、それぞれの事情で遺体の引き取りを拒まれたり、死亡届の提出、火葬場の手配などを引き受けざるを得ないケースが多いのです。

独り暮らしの高齢者が増え続ける少子高齢社会とは、昭和の家族関係が崩壊した社会とも言えるでしょう。遺体を引き取り、火葬場には私たちのみ、というケースも多く

なっています。

担当していた被後見人が施設入居していた多摩地域で死くなられた時は、葬儀社の人や運転で品川区内から遺体の引き取りに向かいました。その日の朝は、みぞれ交じりの雨がやがて雪となるような天気でした。いろいろな手続きをして遺体を安置するため品川区に戻ってきた時は、すっかり夜になっていました。親族から「遠隔地の故郷にある寺で葬儀をしたいから、遺体を送ってほしい」と電話で言われたものの、大雪で高速道路があちこち閉鎖される中、搬送車の手配をするのは大変でした。しかし、亡くなった被後見人にとっては疎遠にしていた実家に帰れ、肉親に葬送してもらい、よかつたのかな、とも考えました。

市民後見人の会が発足してからこれまで、関わった被後見人のうち38人が他界されました。それぞれ、どんな思いで旅立っていたのでしょうか。その心は分かりません。

無数の市民後見人と周辺の理解が必要

ここまで書いてきて、ふと1973年に起きた、1件の焼死事件を思い出しました。47年も前のことで、まだ認知症という言葉もなく「痴呆」と呼ばれ、「ぼけ老人」「恍惚の人」とも表現された時代です。

ある夜、農家の物置に設置された鉄製のオリの中に隔離されていた痴呆性老人が自ら火を放ち焼死した痛ましい出来事でした。



>>> ボランティア活動・社会貢献活動



市民後見人の会の会員たち

家族によると、老人は「脳出血で倒れ自宅で療養していたが、家出をする」「気づいて止めようとする」と暴れる」ので入院を考えたとのこと。病院側は「いわゆる恍惚の人で、治るメドが立たず長期入院になり、他の重病人を収容できなくなる。狂暴性があり、管理面からも入院は無理」と拒絶しました。家族は介護に疲れ、「このままでは一家全員がダメになる」と考え、鉄工所で作らせたオリの中に畳と布団を置き、「ここで寝なさい」と痴呆性老人を隔離した結果の悲劇でした。これが私にとって認知症に関わった最初の出来事です。

その前年、有吉佐和子さんが小説『恍惚

の人』を書き、話題になりました。ちなみに、「痴呆」という表現が侮蔑的のことで「認知症」に言い換えられるようになったのは2005年暮れからで、国や地方自治体などから順次広められ、「痴呆」や「ぼけ」は死語になりました。

私は63歳で勤め人生活をリタイアしましたが、直前の8年間、認知症の予防や介護に関する知識の普及、啓蒙活動をする財団法人に出向しました。そこで認知症高齢者と介護する家族の様々な実態を知りました。

また、国内のさまざまな高齢者団体の人たちと交流する中で、少子高齢社会では、元気な高齢者が勤めをリタイア後、活動の場を地域に移し認知症高齢者を支える仕組みを作りたいと考えるようになりました。それを具体化したのが市民後見人の会です。

志を同じくする品川区在住の2人の先輩高齢者と知り合い、後見制度や後見人に必要な知識を勉強する場として、まず、養成講座を立ち上げました。その後のことは、前述したとおりです。

市民後見人の会が発足した4年後の2012年、老人福祉法の改正があり、市民後見人の育成と活用を求める努力義務が市区町村に課せられました。国の認知症高齢者対策として、多数の市民後見人が必要になったことがより明確になりました。地方自治体主催などの養成講座も各地で開かれるようになり、私たち市民後見人の会と同じようなNPOも増えているようです。成年

後見制度には問題点も多々あると考えますが、全体的に見れば、良い流れが出てきたと思います。

より深く
地域に根差した活動を

私が住む品川区は2002年に、品川区社会福祉協議会内に「成年後見センター」を創設し、他の地方自治体に比べ早くから区長申立による後見活動や見守り活動などを行っています。

そうした背景の中で、同区内では市民後見人の会に続き市民主体の2団体が誕生しています。また、企業の社会貢献活動として区内に営業所を持つ信用金庫職員OBのNPO、専門職の行政書士を中心としたNPOや、個人で活動する市民後見人もいて多様な活動をしています。

市民後見人の会での活動を振り返って、今の私は、より住民の暮らしを知っている町会や自治会とも協働関係を築き、地域を挙げて認知症高齢者の人権と財産を守る運動をきめ細かく広げていかなければならないと考えています。その輪が各地に広がることにより、少子高齢社会の展望も拓かれるのではないのでしょうか。

今は若くて元気でも、若い頃は皆、平等にやってきました。その日のために「住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会の実現」を目指しませんか。